

## 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：勝央町

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.2 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.7 %
全職員	63.0 %

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	0 %
本庁課長相当職	98.1 %
本庁課長補佐相当職	96.5 %
本庁係長相当職	94.5 %

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	0 %
31～35年	93.7 %
26～30年	92.7 %
21～25年	89.0 %
16～20年	88.0 %
11～15年	74.9 %
6～10年	89.6 %
1～5年	85.9 %

#### 【説明欄】

- ・全職員 324 人（男性：86 人、女性：238 人）のうち、会計年度任用職員は 187 人（男性：24 人、女性 163 人）である。全男性に占める会計年度任用職員の割合は約 28% であるのに対し、全女性では約 68% となる。また近年は女性職員の新規採用を増やした結果、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っているため、相対的に女性の給与の割合が低くなっている。
- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や契約者となっている男性に支給している場合が多い。
- ・勤務年数については、採用年度を勤務年数 1 年目としている。しかし、給与算定には経験に応じて前歴換算、また扶養手当の支給などの要因により、給与の差異が生じている場合がある。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。